

「日本をリ・デザインする」

～「近代国家」から「未来国家」へ。「国のかたち」を大転換する。～

はじめに

- 明治維新からおよそ160年。その前半、敗戦の憂き目をみた1945年までは、我が国は列強に侵略されないよう「富国強兵」の国づくりに国土のあらゆる資源を利用し、列強に伍して「国土拡張」を目指した「国家」優先の時代だった。戦後から平成に至る後半は、戦争による廃墟からの経済を復興させるため、戦後のベビーブームを起点とする人口増加という状況を最大限に生かし、限りない拡大・成長を目指した「国土利用」と、「会社」という集団でGDPの坂道を懸命に駆け上がる時代だった。
- 我が国は現在、人口減少、巨大地震の切迫、インフラ老朽化など、さまざまな危機に直面しているが、一方、領土に加えて領海も含めれば、その国土面積は世界第6位であり、国土の7割近くを占める森林や、周囲を取り囲む海など、未だ十分に活かしきっていない資源が多く存在し、数多く存在する未開拓・未活用の領域には、新たな需要と成長への可能性が秘められている。
- 私たちは人口減少が加速する時代を迎えているが、集団での成長の先にある「個人」のwell-beingを実現する、真の「成熟社会」を実現すべき時を迎えている。そのために環境負荷低減や生物多様性の尊重などの世界の潮流に合わせて、これまでの国土の見方を大きく変えて、国土を最大限活用していくことが必要である。
- 160年前の先人がこの国土をゼロベースで見直したように、私たちは今、この間、学んだ知恵や経験を活して、国土の使い方・暮らし方を再定義しなければならない時代にいることを自覚しなければならない。
- いまこそ明治以来の日本の「国のかたち」を大転換し、明治維新でめざした「近代国家」確立のための「国のかたち」から、世界のフロンティアを走る「未来国家」確立のための「国のかたち」へとデザインし直す、すなわち「日本をリ・デザインする」ことが必要である。日本のリ・デザインに向けて、その一つの案をここに提案する。

提言項目

1. 首都のリ・デザイン

国会・行政・司法の中心が集積し、経済のサービス化・ソフト化に伴い多くの企業が東京に本社を置く「東京一極集中」による国土構造の歪みは、地方の経済・生活の存立そのものを脅かす状況となっている。「日本をリ・デザインする」ためには、まずは首都東京をデザインし直し、地方を東京の成長の動員の間とした明治以来の呪縛から政府・企業・個人を解放し、ヒト・モノ・カネ・情報の流れを「東京から地方へ」

と循環させることで地方の付加価値を高めその自立を促すとともに、東京は一国の首都という立場を超えた国際都市として新たな成長の拠点となる、「地方分散・ネットワーク連結型国土構造」に改める。

1-1. 首都機能移転の議論再開

- ・ 迫りくる巨大地震への総合安全保障の観点から、平成16年を最後に中断している国会での首都機能移転の議論を再開する。その一環として、国会議事堂の免震工事が始まるのを契機に、臨時国会は大阪、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡などのブロック中心都市で開催するなど、国会の地方開催実現をめざす。

1-2 地方ブロック中心都市の経済社会機能の強化

- ・ 国会の開催都市となる地方ブロック中心都市の経済社会機能を強化する。特に、東京に集中している政府機能のバックアップとして国土のレジリエンスを高めるため、地方支分部局については、その出先機関を含めて組織の統廃合、機能の強化・集約化を図る。

1-3. 東京のリ・デザイン

- ・ 東京への過度な集中の是正、災害時のバックアップ機能の強化は、安全で、住みやすい、世界有数の国際都市としての東京の輝きを増すことにつながる。世界の資金循環の中心を担う国際金融センターとして、また、文化・芸術のクリエイティビティで世界の人を惹きつける多様性あふれたイノベーション拠点として、さらには木造密集市街地などの住環境の改善を通じて、東京の国際競争力と防災力の強化を図る。

2. 国土のリ・デザイン

「地方分散・ネットワーク連結型国土構造」の実現に向けて、地方ブロック中心都市の拠点に分散・機能集約を図りつつ、広域レベルの高次の都市機能から、地域の生活サービスを支える市、小さな拠点の町村までの階層ごとの機能強化を図り、それぞれを結ぶ道路・鉄路・空路・航路等の交通ネットワーク網を再構築するとともに、デジタルの2次元・3次元の空間ネットワークでつなげる。あわせて、地方の中心市街地の「空き家」「空き地」「空き店舗」など眠れる資産が創造的に活用されるよう、未開拓・未活用の国土の可能性を再発見し、これらリアルな資産と、時間とともに蓄積された地方の文化・伝統等のソフト資産を再結合させる。

2-1. 「国土活用・管理法」の制定

- ・ 無居住地や空き家の激増などによる「荒廃する国土」を防ぐため、中山間地域では優先的に維持する農地と粗放的な管理の土地を区別するなどメリハリをつけた農地の管理、豊かな田園環境の再生、景観の保全など、国土の最適な利用を徹底しつつ、未開拓・未活用の国土の活用と管理を目指す「国土活用・管理法」（仮称）を制定する。

2-2. 広域連携強化と地域生活圏の形成

- ・ 「地方分散・ネットワーク連結型国土構造」の実現のため、広域レベルでは、都道府県域を超えた道州単位での観光振興や、成長産業の産業クラスターなどの広域連携プ

プロジェクトを支援するとともに、市町村の境界を超えた地域生活圏では、地域の資源を最大限活用して地域の稼ぐ力を向上しながら、バスやタクシーなどの交通空白地域の解消など地域の困りごと解決を実践する民間事業者を、国が「ローカルマネジメント法人」として支援するなど、産（企業）・官（自治体）・民（市民）による新しい共創による、自立分散型の「まち力」再生を進める。

2-3. 森林・農地など滞留不動産の「所有」から「活用」促進

- ・ 日本の国土の8割は農地・森林であり、エネルギーや食糧安全保障の観点も含めて、地域全体の利益を実現する国土の最適な活用と管理を図ることが重要である。例えば、国土の7割を占める森林は、未だ地域資源として有効に活かされず、水源の滋養や国土保全など森林資源の多面的機能が発揮されていない。そこで、岡山県西粟倉村では官民連携により、森林信託制度を活用して村の面積の95%を占める森林を産業として再生させ、林業を軸に多くのローカルベンチャーが起業しているが、例えば森林という地域資源を循環利用する「森林リート」を創設するなど、滞留不動産が有効利用されるような環境整備を「国土活用・管理法」制定して進める。
- ・ 全国農地の3割が後継者不在など、今後耕作放棄地の激増と生産基盤の維持が深刻である。長期的・安定的な農業経営と担い手不足との両立を図るため、農地維持のための支援を行うとともに、地域内外から就農希望者を幅広く確保し、農業研修や農地マッチング等を行い、農山漁村の活性化や里山再生を図る「農ターン（・農づくり）会社」（仮称）を創設する。スマート農業や有機栽培技術など先進的な農業技術の習得、農業法人等への就農マッチング、機械・設備等への初期投資や安定的な収入の確保などの伴走支援を行い、都市部のサラリーマンなどの就農するハードルを下げ、魅力的な農業を営む人材が地方へと移動する流れをつくる。

2-4. 離島活性化による領海等の保全

- ・ 我が国は世界有数の海洋国家として、海洋における安全保障の観点も含め、有人国境離島をはじめとする離島地域の活性化が重要である。例えば東京からのLCC等の直行便の就航、空路・航路の料金低廉化などによる観光・二地域居住等の人流促進、自動運転、ドローン物流など社会課題解決のための新技術実装特区の創設など、離島活性化のための支援策や規制緩和を講じる。

3. 豊かな暮らしへのリ・デザイン

「地方での豊かな暮らし」へのリ・デザインは、企業と人による「稼げる」「暮らせる」「新たなふるさとづくり」の3つのトライアングルで形づくられる。地域の企業は、地域資源を活用して地域内経済循環を構築し、地域経済の担い手として活躍することで、郷土を引き受ける人を増やすことが期待される。そうした地域では、人が人を呼び、新たなコミュニティが形成され、イノベーションが起き、それが個々人の価値観に対応した「個人」のwell-beingの実現へとつながり、若者や女性にとって安心

して子育てができる社会にもつながる。

3-1 地域の困りごと解決による「暮らせる」生活環境の実現

- ・ 人口減少・高齢化で持続的なサービス提供の危機に直面しているのは、県庁所在地以外の市や集落生活圏を形成する町村で深刻である。こうした地域で「暮らせる」ためには、「買い物」「移動」「病院・介護」「教育」「保育」等の困りごとを、官も民も関係なく力を合わせて解決し、住民が日々の暮らしを普通におくれるとの安心感を持てることが必要である。そこで地域生活圏で官民で連携して AI やデジタル技術、ロボット技術等の導入による「省人化」「省力化」の社会実装に取り組む。特に半島地域や過疎地域などの条件不利地域を「イノベーションの聖地」と位置付け、これらの地域において、こうした社会実装を優先的に進めるための支援策を講じる。

3-2 二地域居住、多地域居住等の促進による「新たなふるさと」創造

- ・ 東京二世・三世が増える中で、「故郷（ふるさと）」を持たない若者が増えている。こうした若者が、自らのスキルや経験を地方で積極的に活かそうとする取組みを後押しし、また大規模災害時の避難先として活用できる「事前防災」としても、今後制度化が見込まれる「ふるさと住民登録制度」や、それと連携したふるさと納税・地方税の柔軟な活用、特定地域づくり事業協同組合制度の活用などにより、二地域居住、多地域居住等の促進に向けたインセンティブを高め、東京生まれ育ちの人たちが「新たなふるさと」を持てるようにする。

3-3. 居住空間倍増

- ・ 「暮らせる」ベースは住まいだが、今や東京23区は新築マンションの平均価格が1億1千万円（2024年度）を超え、普通の人が暮らせない都市になってしまった。一方で、地方では、社宅を新築し、柔軟な働き方を導入する企業への若者の人気は高く、また、出生率が高い離島では、地域コミュニティが子育て環境につながっていると言われている。そこで例えば「テレワークを働き方のデフォルトにする」など産業界全体でテレワークをより一層推進するなど、地方で、楽しく働き、豊かに暮らせることにつながる、一人当たりの「居住空間倍増」に資する各種の対策を強力に講じる。

3-4. 人材育成・教育の魅力化

- ・ 明治政府はナンバースクールを全国につくり、その上に帝国大学をつくり、北海道から九州まで、農村社会でしかなかった地域で人材を養成するなど、国土づくりの担い手となる人材育成を行った。
- ・ 持続可能な地域づくりのためには、地域の未来を担う人材育成が必要である。例えば島根県海士町では、持続可能な「地域づくり」のため、人材育成や離島留学等を通じて、世代を超えた「地域づくり」の「主体者」づくりに取り組んでいる。そこで「地方での豊かな暮らし」へのリ・デザインの主体となる若者を育てるため、地方の人的資産である大学や高専等の高等教育機関と、官（自治体）、産（企業）、民（市民・地域コミュニティ）が連携して地域の未来を構想するプラットフォームを構築し、行政区域を超えた連携強化を通じて地方の人材育成・教育の魅力化を推進するとともに

に、首都圏に集中する大学機能の分散化を図る。

3-5 東京都での税制特例の廃止と地方活性化税制の深掘り

- ・ 自立した地域には地域内循環の経済活動が必要で、その中核となる民間企業を育てることが必要である。地方で「稼げる」企業を応援し、若者や女性が働きたいと思えるようなビジネスモデルを展開するため、地方で起業するローカルベンチャー、地方企業の設備投資や、企業拠点を強化する税制特例を大幅に拡充するなど、企業の投資活動を促進する税制特例は地方圏に限定する。一方で、ヒト・モノ・カネ・情報がすでに集中する東京都では、その流れを加速するような政府の税制特例を全て廃止し、東京での投資は企業の自助努力に委ねる。

4. リ・デザインの実現に向けて

4-1. 基本法の制定

- ・ 「首都のリ・デザイン」、「国土のリ・デザイン」、「豊かな暮らしへのリ・デザイン」の具体的取組みを進めるための基本法を制定する。
- ・ 同法において、政府の司令塔として、内閣総理大臣を本部長とする組織（日本のリ・デザイン推進本部（仮称））を設置する。

4-2. 国会両院への特別委員会等の設置

- ・ 行政府だけでなく立法府でも、日本のリ・デザインについて、首都機能移転の議論の再開や道州制を含めて、党派を超えて全体最適を見つけ出す議論が行えるよう、国会両院に特別委員会等を設置する。

以上